

議 会 運 営 委 員 会

令和5年7月3日(月)

全員協議会終了後

開議 時 分

閉議 時 分

第4委員会室

出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、村木委員、三浦委員、沖田委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、猪狩総務課長、勝手総務管理係長

〔事務局〕 下間局長、松井次長、久保田書記

議 題

- 1 令和5年9月浜田市議会定例会議の会議予定について
- 2 常任委員会が所管する事項の見直しについて
- 3 地方自治法の改正(兼業禁止規定の緩和)に係る対応について
- 4 陳情における資料について
- 5 その他

資料1

資料2

資料3

令和5年9月定例会議日程(案)

資料1

	期間	日程案	会場	開始時間等	備考	
8月	1日 (火)					
	2日 (水)	総務文教委員会	全員協議会室	10時～		
	3日 (木)	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～		
	4日 (金)	産業建設委員会	全員協議会室	10時～		
	5日 (土)					
	6日 (日)					
	7日 (月)					
	8日 (火)					
	9日 (水)					
	10日 (木)					
	11日 (金)					
	12日 (土)					
	13日 (日)					
	14日 (月)					
	15日 (火)					
	16日 (水)					
	17日 (木)		全員協議会	全員協議会室	10時～	
	18日 (金)		請願・陳情・意見書・決議書締切			【締切】 13時
	19日 (土)					
	20日 (日)					
	21日 (月)					
	22日 (火)					
	23日 (水)		一般質問通告書メール、FAX受付締切			【締切】 11時
	24日 (木)		一般質問締切			【締切】 11時
	25日 (金)		議会運営委員会 議会広報聴取委員会	全員協議会室 全員協議会室	10時～ 13時30分～	
	26日 (土)					
	27日 (日)					
	28日 (月)					
	29日 (火)					
	30日 (水)		一般質問説明用パネル提出締切			【締切】 12時
	31日 (木)					
9月	1日 (金)	1 開会 提案説明 全員協議会 総務文教委員会 福祉環境委員会 産業建設委員会	議場 全員協議会室 第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後		
	2日 (土)	2				
	3日 (日)	3				
	4日 (月)	4 一般質問	議場	10時～		
	5日 (火)	5 一般質問	議場	10時～		
	6日 (水)	6 一般質問	議場	10時～		
	7日 (木)	7 一般質問	議場	10時～		
	8日 (金)	8 休会				南極観測船「しらせ」入港
	9日 (土)	9				
	10日 (日)	10				
	11日 (月)	11 議案質疑	議場	10時～		南極観測船「しらせ」出港 未定
	12日 (火)	12 総務文教委員会	全員協議会室	10時～		
	13日 (水)	13 福祉環境委員会	全員協議会室	10時～		
	14日 (木)	14 産業建設委員会	全員協議会室	10時～		
	15日 (金)	15 予算決算委員会 (9月補正審査)	全員協議会室	10時～		
	16日 (土)	16				
	17日 (日)	17				
	18日 (月)	18				
	19日 (火)	19 休会				
	20日 (水)	20 休会				
	21日 (木)	21 予算決算委員会 (総務文教)	全員協議会室	10時～		
	22日 (金)	22 予算決算委員会 (福祉環境)	全員協議会室	10時～		
	23日 (土)	23				
	24日 (日)	24				
	25日 (月)	25 予算決算委員会 (産業建設)	全員協議会室	10時～		
	26日 (火)	26 予算決算委員会 (予備) 討論通告期限	全員協議会室	10時～		【締切】 17時
	27日 (水)	27 予算決算委員会 (附帯意見協議) 対抗討論通告期限	全員協議会室	10時～		【締切】 13時
	28日 (木)	28 採決 全員協議会 議会運営委員会	議場 全員協議会室 全員協議会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後		
	29日 (金)					
	30日 (土)					

常任委員会が所管する事項の見直しについて

〔各会派の意見〕

会派	意見
山水海	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称を「総務委員会」、「福祉委員会」、「産業委員会」に変更 ・ 教育委員会を総務委員会から福祉委員会へ ・ 上下水道部を福祉委員会から産業委員会へ
超党みらい	<p>変更なし</p> <p>市長提出議案等付託件数、執行部報告事項・所管事務調査事項等、委員会ごとのアンバランスは情勢や動向により変化するが、許容範囲を越えるほどの不都合は生じていないため。</p> <p>常任委員会が所管する所掌事務の現行の振り分けは概ね妥当であり、委員会への執行部出席人数等も極端な差がないため。</p>
創風会	<p>変更なし</p> <p>現状で不都合はないため。</p>
公明クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会を総務文教委員会から福祉環境委員会へ ・ 上下水道部を福祉環境委員会から産業建設委員会へ

〔参考：現行〕平成21年11月4日～

常任委員会名	所管する事項
総務文教委員会	市長公室、総務部、地域政策部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び各支所のこれらの関係課に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
福祉環境委員会	健康福祉部、市民生活部、上下水道部及び各支所のこれらの関係課に属する事項
産業建設委員会	産業経済部、都市建設部、農業委員会及び各支所のこれらの関係課に属する事項

地方自治法の改正（兼業禁止規定の緩和）に係る対応について

1 地方自治法の改正について（報告）

地方自治法の一部が改正され、議員に係る請負に関する規制が「明確化」及び「緩和」されました。（令和5年3月1日施行）

●地方自治法

〔関係私企業への就職の制限〕

青字：追加部分（請負の定義の明確化）
赤字：追加部分（請負に関する規制の緩和）

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第四百四十二条、第一百八十条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十二号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

●地方自治法施行令

〔地方自治法第九十二条の二に規定する額〕

第二百一十一条の二 地方自治法第九十二条の二に規定する政令で定める額は、三百万円とする。



【改正後の取扱い】

	地方自治法第 92 条の 2	
	改正前	改正後
【個人事業主】 市と請負をする者及びその支配人	議員との兼業不可	市からの年間の請負額が 300 万円までは兼業可
【法人】 市に対する請負が業務の主要部分を占める法人の役員等	議員との兼業不可	

2 「(仮称) 浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」の新規制定について (報告)

地方自治法の改正に当たっては、総務大臣通知において、「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないように、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。」との助言がなされました。

このため、本市議会においては、全国市議会議長会から示された例を参考に、令和5年度中に「(仮称) 浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定したいと考えています。条例の概要は次のとおりです。

● (仮称) 浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例〔概要〕

- ・「市と請負をする者及びその支配人」に該当する議員は浜田市に対する請負について、役務の内容や契約締結日、契約金額等を毎年議長に報告しなければならない。
- ・議長はその報告の一覧を作成し、公表しなければならない。

3 「浜田市議会議員政治倫理条例」の改正の要否について (要協議)

兼業禁止規定の緩和に伴い、独自の努力義務を設けている本市議会の議員政治倫理条例(第4条)を改正する必要があるかどうか検討する必要があると考えます。

● 浜田市議会議員政治倫理条例

(請負契約に関する遵守事項)

第4条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、自らが役員と同程度の執行力又は責任を有すると認められる法人等に対し、市が発注する工事、製造等の請負に係る契約の締結の自粛を求めるよう努めるものとする。

全議M1第9号
令和5年3月2日

市議会議長 各位

全国市議会議長会
会長 清水 富雄

**〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び
条例施行規程（例）の送付について**

平素は本会の運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされることとなりました（令和5年3月1日施行）。

同改正法の国会における審議過程においては、附帯決議がなされ、政府は「議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行う」こととされました。

さらに、令和4年12月16日付け総行第351号による総務大臣通知において、「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。」との助言がなされました。

こうしたことを踏まえ、本会では、各市議会における議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組例として、〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）を総務省と協議のうえ、作成しましたので、条例（例）等の条文解説と併せて参考としてお示しします。

なお、「議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定するにあたっては、必ずしも令和5年3月議会中の制定、施行が求められるものではなく、その制定時期は、各市議会の実情に応じてご判断いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、今回の法改正の施行通知及び関係資料を本会のHPに掲載させていただくことも併せてお知らせします。

担当 企画議事部（議事担当）

TEL 03-3262-2303

FAX 03-3263-5751

Email chousa@si-gichokai.gr.jp